

1日未満で完了する作業の積算について

令和7年12月
山口県土木建築部

1日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、実際の費用と発注者の積算に乖離が認められる場合、以下のとおり、設計標準歩掛表に基づき、積算の取扱いを定め、運用していますので、お知らせします。

1 対象基準

設計標準歩掛表（一般共通編） 第12章 1日未満で完了する作業の積算

2 適用範囲

以下を使用して積算する工事

- (1) 設計標準歩掛表（一般共通編） 第12章 1日未満で完了する作業の積算 2. 適用範囲 に記載されている施工パッケージ
- (2) 設計標準歩掛表（土木工事標準単価・市場単価編） 第1章 土木工事標準単価「区画線工」「高視認性区画線工」

3 適用にあたっての留意点

- (1) 本基準は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準（または土木工事標準単価）と乖離があった場合に、本基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が、他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合は、本基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議にあたって、本基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用が分かる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準（または土木工事標準単価）との乖離が確認できない場合には、本基準は適用しない。
- (5) 通年維持工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、本基準以外の方法によることが適当される場合には、本基準は適用しない。

4 参考

「1日未満で完了する作業の積算」の手引き（H29.4）（国土交通省）

(URL : <https://www.cgr.mlit.go.jp/other.html>)